

年金生活者支援給付金事務における介護保険被保険者情報の 目的外利用について（概要）

1 年金生活者支援給付金について

(1) 制度の概要

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（以下「法」という。）が、消費税率が引上げとなる令和元年10月1日に施行され、年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給が開始される。給付金は、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

(2) 対象者（墨田区での対象人数は、約33,800人）

ア 老齢年金生活者支援給付金

（ア）支給要件

- a 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること。
- b 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が、約78万円以下であること。
- c 同一世帯の全員が市町村民税（特別区民税）非課税であること。

（イ）給付月額（令和元年度）

5,000円×保険料納付済期間／480月＋約10,800円×保険料免除期間／480月

※ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円までの方に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、所得額等に応じて補足的な給付金を支給する。

イ 障害年金生活者支援給付金

（ア）支給要件

- a 障害基礎年金の受給者であること。
- b 前年の所得が4,621,000円（扶養親族の数に応じて増額）以下であること。

（イ）給付月額（令和元年度）

障害等級1級は6,250円、障害等級2級は5,000円

ウ 遺族年金生活者支援給付金

（ア）支給要件

- a 遺族基礎年金の受給者であること。
- b 前年の所得が4,621,000円（扶養親族の数に応じて増額）以下であること。

（イ）給付月額（令和元年度）

5,000円

2 個人情報目的外利用について

(1) 目的外利用する個人情報の項目

老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者及び遺族基礎年金受給者に係る介護保険被保険者情報のうち、次に掲げるもの

ア 基礎年金番号

イ 基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）

※ 上記イは、既に国保年金課で保有している情報であるが、介護保険課で保有する基礎年金番号が誰のものであるかを特定するために目的外利用する。

(2) 目的外利用する理由

給付金の対象か否かを判定するに当たり、以下の流れで区は日本年金機構に対象者の所得情報等を提供する。

【所得情報等提供の流れ】

- ① 日本年金機構が各年金受給者の中から給付金支給候補者（以下「候補者」という。）のデータを抽出し、そのデータを国保中央会及び東京都国保連合会を經由して区へ回付する。
- ② 区では、回付された候補者のデータに所得情報等を収録し、そのデータを東京都国保連合会及び国保中央会を經由して日本年金機構へ回付する。
- ③ 区から回付された所得情報等に基づき、候補者が支給要件に該当するか否かの判定を、日本年金機構が行う。

※ 経由機関である東京都国保連合会とのデータの送受信には、既に区と東京都国保連合会との間で結合している専用回線を活用する。

上記②で所得情報等を収録するに当たり、まず日本年金機構から回付される候補者のデータを、区が保有する区民の所得情報等のデータと突合しなければならない。それぞれの基礎年金番号をキーにして突合する方法が最も確実であるが、国保年金課で保有する基礎年金番号は主に国民年金の対象者に限られており、その保有数は少ない。

一方で、年金受給者の多くが、介護保険料を年金から天引きされているため、介護保険課では、介護保険料の賦課徴収事務において基礎年金番号を保有しており、その保有数は国保年金課よりも圧倒的に多く、候補者の基礎年金番号の多くが含まれていると考えられる。そこで、より多くの候補者を特定し、正確かつ迅速な処理を行うために、介護保険課が保有する基礎年金番号をデータの突合に用いる必要がある。

また、基礎年金番号によるデータの突合を行うに当たり、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報を活用することについては、厚生労働省通知（令和元年5月31日付け事務連絡）でもその旨が示されている。

なお、上記①において、日本年金機構から候補者のデータを収集することは、個人情報 の本人外収集に該当し、また、上記②において、日本年金機構に候補者の所得情報等を提供することは、個人情報の外部提供に該当する。ただし、本人外収集については、法第37条及び法施行令第18条に、外部提供については、法第39条及び法施行令第19条に、それぞれ収集又は提供に係る規定があり、「法令等に定めがあるとき」を根拠として本人外収集及び外部提供を行うことができるため、運営審議会への諮問事項には含めていない。

(3) 目的外利用の方法

国民年金システムを改修し、基本4情報をキーにして、介護保険システムで保有している基礎年金番号のデータを国民年金システムに取り込むことにより利用する。

(4) 目的外利用の時期

今年度、国保年金課で基礎年金番号を把握できない方の所得情報等の確認については、当該目的外利用を行うための準備が整わず、職員の手作業により確認を行ったため、来年度以降の所得情報等の確認（毎年7月頃）において当該目的外利用を行う。

3 個人情報の安全管理

- (1) 本事業を実施するに当たり、日本年金機構及び介護保険課から提供を受ける個人情報は、国民年金システムにおいて管理する。
- (2) 国民年金システムを使用する際には、静脈認証、パスワード管理等必要な体制を取り、離席時にはシステムを終了させるなど、個人情報の適正な管理に努める。

4 本人への通知

対象者が多く、通知に要する費用と事務量が膨大であるため、本人への通知は省略する。